

令和2年3月13日

市内小中学校在校生の保護者 各位

古河市教育委員会 教育長

新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業による学校給食費の減額（振替）について

保護者の皆様には学校給食事業につきましては日ごろからご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大予防策として臨時休校措置がとられたことにより、納めていただいた学校給食費を休止分減額することとしました。

在校生につきましては、休止相当額を令和2年度の第1期分の学校給食費へ振替することとし、実質的な返還とさせていただきます。第1期分については、通常支払額から今回減額分を差し引いた残額での請求となります。

大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

1. 給食費減額（振替） 児童生徒ごとに給食を休止しました期間に応じた額を減額とし、その減額分を令和2年度の第1期分への振替を予定いたします。
2. 減額（振替）方法 減額後、振替金額が生じた場合、令和2年度第1期分へ振替し、第1期通常支払額から減額分を差し引いた金額で請求を予定しております。
3. 振替等の時期 学校で新年度の第1期分を集金する際に、差額でのご請求（口座振替等）を実施してまいります。

#### 【問合先】

古河市教育委員会 学校給食課

学校給食費担当

住所：〒306-0205 古河市関戸 1014-1

TEL：0280-98-3555 FAX：0280-98-0613